

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース

～ 育児介護休業を推進する法改正～

2022 / 3 / 27 278号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



2022 年は 4 月と 10 月に育児介護休業法の改正があります。育児介護休業規程を変更したり、研修をしたり、社員から妊娠や出産の報告を受けたら育児関連の制度を説明するための資料作り等が必要です。細かい改定が繰り返されるうちに、わかりづらい点が多い育児介護休業制度ですが、規程の変更をすでに済ませている企業さまにももう一回改正点を紹介します。

I. 育児介護休業法の改正を施行日の順に並べてみる

育児介護休業を取得しやすいように改正が行われ、2022 年 4 月から 2023 年 4 月までの改正を並べてみます。

2022 年 4 月 1 日

- ① 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を行うこと（研修実施、相談窓口設置、自社の事例を収集し提供、自社の取得促進に関する方針を周知）。
- ② 妊娠・出産の報告をした社員に個別に利用できる制度を周知し、利用をするかどうか意思確認をすることが義務になる。
- ③ 有期雇用契約社員は勤務 1 年未満であっても取得できるようになる。ただし、労使協定をして利用除外者にすることは認められる。

2022 年 10 月 1 日

- ④ 産後パパ育休が始まり、男性の育児休業取得推進のため子の出生直後（配偶者が産後休暇中）に 2 回まで・4 週間まで取得が可能になる。
- ⑤ 育児休業を 2 回に分割取得することが可能になる。（例えば 1 歳までの間に夫婦で交代して育休取得しようとするとき、そのパターンの選択肢が増える）。（保育園にはいれず）育休を 1 歳以降に延長期間中の育休開始日が柔軟に選べるようになる。

2023 年 10 月 1 日

- ⑥ 育児休業の取得の状況を公表することが義務付け（従業員 1,001 人以上）。

* 男性も子供とのスキンシップで、母親の出産授乳時に分泌されるオキシトシン(愛情ホルモン)が分泌され、幸福感信頼感を生むそうです。（池谷裕二 パパは脳研究者他）そんな社員を増やしたいですね。

産前産後休暇（女性）、産後パパ育休（男性）、育児休業（男性女性）を取得しているときは、事業主が行政に行う手続き(紫色で表示)が意外とあります。女性と男性に分けて作成してみました。顧問先の企業様は、都度ご用意いただく資料等を案内します。

